

令和8年度 弘前大学次世代研究者挑戦的研究プログラム ～採択学生向け 説明資料～

事業の目的・概要

本事業は、学生の教育研究活動の改善・充実に必要な施策を総合的、全学的に推進し、社会全体の成長・発展をけん引する人材を育成することを目的とします。

本事業により、採択した支援対象学生には、研究奨励費（生活費相当額）と研究費を支援します。

なお、次世代研究者挑戦的研究プログラムに採択された学生（以下、「SPRING 学生」）には、海外の研究機関への留学や、インターンシップ等、キャリア開発・育成に係る様々な取組を実施します。

採択学生への支援

（1）研究奨励費（生活費相当額）：年間 240 万円（月額 20 万円）

※【区分1】の学生のみ

- ・ 研究に専念できるよう、生活費相当額として毎月支給します。
- ・ 入学から最大3年間（4年制課程は4年間）です。
- ・ 支援期間は標準修業年限の期間内とします。（標準修業年限を経過しても博士後期課程を修了していない場合、累積支援期間が3年間に満たなくても、基本的に支援は継続されません。）

（※注）研究奨励費（生活費相当額）は税法上雑所得として扱われ、所得税、住民税の課税対象になります。そのため、自らが所得税に関する確定申告が必要です。また、扶養義務者（親等）の扶養に入っている方は、扶養から外れる可能性があります。研究奨励費が税法上雑所得として扱われることを扶養義務者（親等）に伝えるとともに、健康保険や扶養の扱いについては扶養義務者（親等）の職場等の担当者に問い合わせてください。所得税における扶養の扱いについては、近隣の税務署に問い合わせてください。

（2）研究費：定額年額 20 万円（年1回支給）

- ・ 研究費は、指導教員に配分されます。会計規則に則り適正に執行してください。
- ・ 事業統括の裁量で追加の研究費を配分することもございます。

（3）キャリア開発・育成コンテンツの実施（【区分3】の学生は除く）（以下、参考）

① 海外留学支援

SPRING 事業の一環として計画された海外短期留学、海外派遣研修等に係る旅費を支援します。

② インターンシップ派遣支援

インターンシップ参加のために要する費用を支援することにより、企業研究者との交流も含め、多様な進路選択の機会を提供します。

③ インセンティブ研究費

弘前大学 SPRING スカラシップ研究学生には、年間 20 万円の研究費が配分されます

が、別途追加の研究費が必要な場合に支援します。

- ④ 数理・データサイエンス応用基礎プログラムを活用した AI スキルの修得と実践
数理・データサイエンス応用基礎プログラムの「データサイエンス発展 I ②」の履修を推奨します。なお、日本語能力が不足しているため科目の受講が困難な学生は、指導教員を通じて、お知らせください。
- ⑤ 異分野交流学際ワークショップの企画及び実施
選抜学生自身による企画・運営・宣伝・集客を支援します。予算の範囲内で話を聞きたいと思う研究者を他大学や企業から招聘することやオンラインを活用して、海外の研究者を話題提供者とすることも可能とします。
- ⑥ テニユアトラック助教採用
支援を希望する学生がいましたら、お知らせください。

※キャリア開発・育成コンテンツに係る支援は予算の範囲内で実施します。

※令和8年度の SPRING 事業における学生一人当たりの最大支援額は支援区分ごとに異なります。下表の金額を超えない範囲でのみ支援が可能である旨ご留意ください。(研究費、研究奨励費を含む)

区分	支援内容	最大支援額 (単価)
区分 1	研究費+研究奨励費+キャリア開発・育成コンテンツ費	290 万円
区分 2	研究費+キャリア開発・育成コンテンツ費	70 万円
区分 3	研究費	40 万円

弘前大学次世代研究者挑戦的研究プログラム支援対象学生の義務

- ① 研究計画を踏まえた研究活動に専念すること。
- ② 定期的なメンター（指導教員）との面談。
- ③ 学内の他研究室における一定期間の訪問。
- ④ 国立大学法人弘前大学研究者行動規範（平成 19 年 6 月 25 日役員会決定）に沿った研究活動に従事すること。
- ⑤ 本学が指定する研究倫理教育を受講すること。
- ⑥ 大学を早期修了する場合は、次世代研究者挑戦的研究プログラム事務担当者へ連絡すること。
- ⑦ ジョブ型研究インターンシップ推進協議会の専用システムに登録すること。
- ⑧ 修了後のキャリアに関する追跡調査（10 年以上）をはじめ、各種調査に協力すること。
- ⑨ 研究力向上・キャリアパス支援に関する企画（インターンシップ、企業等との交流会、各種講習会、海外への留学等）への参加。
- ⑩ 本学が実施する学生交流イベント等に参加すること。
- ⑪ 研究の進捗状況を確認するため、毎年度末に研究進捗報告書（最終年度の場合は、研究成果報告書）及び収支報告書を提出すること。

本事業により得た研究成果の発表について

本事業により得た研究成果を発表する場合は、本事業により助成を受けたことを表示してください。論文の Acknowledgment(謝辞)に、本事業により助成を受けた旨を記載する場合には「JST SPRING, Grant Number 10 桁の体系的番号」を含めてください。論文投稿時も同様です。弘前大学における JST 次世代研究者挑戦的研究プログラム事業名及び 10 桁の体系的番号は以下のとおりです。

【JST 次世代研究者挑戦的研究プログラム事業名】

医理工を核とした科学技術・イノベーション創出研究者の育成

【体系的番号 (Grant Number)】 JPMJSP2152

論文中の謝辞 (Acknowledgment) の記載例は以下のとおりです。

【英文】 This work was supported by JST SPRING, Grant Number JPMJSP2152.

【和文】本研究は、JST 次世代研究者挑戦的研究プログラム JPMJSP2152 の支援を受けたものです。

※論文に関する事業が二つ以上ある場合は、事業名及び体系的番号を列記してください。

経費の執行に関して

研究奨励費 (生活費相当額)

研究奨励費については用途の制限はなく、未使用分についても返還の対象となりません。

このため、一般的な生活費のほか、研究に要する経費 (教育研究機関である大学への入学金や授業料、研究のために使用する個人 PC 等の購入費など) に充当していただくことも問題ありません。

研究費

研究費については、大学の管理下 (指導教員のもと) で適切に使用していただきます。執行に関しては、科研費の取扱いに準拠するものとします。

未使用分については返還の対象となりますのでご注意ください。

物品費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選抜学生が研究に必要な設備・備品を新たに購入するための経費 (取得価格 10 万円以上、かつ耐用年数 1 年以上) ・ 選抜学生が研究に必要な消耗品等を新たに購入するための経費 (設備・備品に該当しない物品、書籍、研究用試薬・材料・消耗品等)
旅費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選抜学生本人の海外・国内出張 (資料収集、各種調査、打合せ、研究開発成果発表等) のための旅費 (交通費、宿泊費、日当)
謝金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 選抜学生の研究開発への協力 (資料整理、実験補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配布・回収、研究資料の収集等) をする者に係る謝金
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の他、選抜学生が自身の研究課題を実施するための経費 (印刷費、複写費、現像・焼き付け費、通信費 (切手、電話等)、運搬費、専用施設の借料、会議費 (会場借料、会議等に伴う飲食代・レセプション代 (アルコール類を除く) 等)、レンタル費用 (コンピュータ、自動車、実験機器・器具等)、機器修理費用、研究成果発表費用 (学会誌投稿料、ホームページ作成費用、研究成果広報用パンフレット作成費用) 等)

◎事業費での計上が認められない事例

- ・助成事業の目的及び趣旨に合致しないもの。
 - ・「資格取得に係る費用」等で実施機関や研究者等の権利となるもの
 - ・「敷金・保証金」等の経費
 - ・共通的な生活関連備品（電子ジャーボット、掃除機等）
 - ・自己啓発のための書籍（英会話本等）・備品等の調達
 - ・液体窒素、ガス類で他の研究と切り分け不可能な場合
 - ・助成事業との関係性が不明瞭な出張旅費
 - ・助成事業との関連が不明瞭な複数人での海外出張
 - ・必要性の不明瞭な書籍の購入
 - ・内容が不明な学会参加費やシンポジウム参加費
- ※当該助成事業の研究に係る研究発表等、当該助成事業の研究に直接必要な学会参加に関する費用である場合には、「参加費（登録費）」及び「予稿集代」の支出が可能です。
- ※なお、研究の遂行に必要となる「学会年会費」の支出を可とします。

支援対象学生の取り消し

本事業の採択学生が以下のいずれかに該当した場合は、採択学生の資格を取り消し、研究奨励費の支給及び研究費の配分を中止します。

- (1) 本説明資料5頁の＜支援区分の詳細＞のいずれかの支援区分に該当しない場合。
- (2) 本説明資料6頁に記載の＜他の制度との重複＞がある場合。
- (2) 研究計画の遂行状況又は本事業採択学生としての活動状況が不十分と認められる場合。
- (3) 本人から辞退の申し出があった場合。
- (4) 退学又は除籍となった場合。
- (5) 休学した場合。
- (6) 懲戒処分を受けた場合。
- (7) 死亡した場合。
- (8) 弘前大学大学院に合格したが、入学しなかった場合。
- (9) その他学長が取り消すべき事由があると判断した場合。

なお、休学した場合は、原則、受給資格を喪失しますが、研究再開の見込みがある場合に限り、休学期間中の支給等を一時中断し、復帰後に再開する等の取扱いとする場合があります。

研究奨励費・研究費の返還

支援対象学生を取り消した場合で、研究奨励費を超過して支給した場合や研究費を超過して使用した場合は、超過額を返還しなければなりません。

その他

- (1) 研究活動に支障がない範囲で、TA、RA等で給与を受給することや、アルバイトを行うことは可能です。ただし、一定の収入（年240万円以上）があると認められる場合は、採択が取り消されます。（※区分3の学生を除く）
- (2) SPRING学生に採択された方は、本学のホームページでその氏名を公表します。
- (3) 申請書等に記載されている個人情報、ならびに必要なに応じ所属研究科より提供のあった個人情報は、各種選考及び受入れ準備、教育・研究指導等の目的においてのみ利用します。
- (4) 研究費は指導教員へ配分されます。指導教員と相談の上、効率的に活用してください。

<支援区分の詳細>

支援区分	詳細
区分1	主として日本人学生 ・生活費相当の安定的・固定的収入（240万円/年以上）がある者を除く
区分2	以下の①②のすべてに該当する者。 ①主として在留資格が「留学」の者 ②国内外の機関・法人に役員・職員等として所属しながら大学院に籍を置く者を除く
区分3	以下の①②③のいずれかに該当する者。 ①生活費相当額として十分な水準（240万円以上/年）で、給与・役員報酬等の安定的・固定的収入を得ていると認められる者（いわゆる社会人学生）のうち、日本の法人格を有する会社法人、国家公務員、地方公務員、企業以外の法人（独立行政法人、財団法人／社団法人、医療法人、NPO法人等）の職員等 ②海外の機関・法人のみに所属し、かつその所属が海外の大学及び公的研究機関等非営利の機関・法人である者（収入の有無に関わらず） ③日本政府から奨学金を得ている留学生（国費外国人留学生制度の対象学生）のうち、政府所属の者（収入の有無に関わらず） ※研究費は、博士後期課程学生自身の自由で挑戦的・融合的な研究を支援する目的であることから、「商品・役務の開発・販売等を直接の目的とする研究（市場動向調査を含む。）」や「業として行う受託研究」は対象になりません。 ※利益相反マネジメント、知的財産等については、必要に応じて、大学、学生本人、及び学生が所属する企業・団体での合意を形成して行うものとします。

<他の制度との重複>

他の制度や奨学金との重複利用について、申請する区分をご確認ください。

概 要	区分 1	区分 2	区分 3
SPRING と同趣旨の、学生自身の自由で挑戦的・融合的な研究に専念するための国費による研究費支援を受ける者 ・「次世代 AI 人材育成プログラム（博士後期課程学生）」の対象学生 ・独立行政法人日本学術振興会の特別研究員 ・JICA 留学生（区分 2 のみ） ・「日 ASEAN 科学技術・イノベーション協働連携事業」若手育成対象者（区分 2 のみ）	×	×	×
生活費に係る十分な水準（240 万円以上／年）の民間等の奨学金を得ている学生	△1	○	/
日本政府から奨学金を得ている留学生（国費外国人留学生制度の対象学生）、独立行政法人等から奨学金を得ている留学生、本国からの奨学金等の支援を受ける留学生	/	○	△2
競争的研究費、研究費助成・奨学金等	○	○	○

△1：民間等の給付型奨学金により年間 240 万円以上の生活費支援を受けている学生については研究奨励費は支援対象外とします。なお、貸与型奨学金については金額の多寡によらず、研究奨励費の支援対象です。

△2：国費外国人留学生制度の対象学生のうち、政府所属の者は区分 3 の支援対象です。

【連絡先】学務部学生課 永澤

Tel : 0172-39-3140

e-mail : k-sien4@hirosaki-u.ac.jp